

新たな「水田農業の推進方針（R5年産～9年産）」の概要

現状と課題

【水田農業】

- 全国の主食用米の需要は、人口減少等を背景に毎年概ね10万トンの減少。
- 本県の水田では需要に応じて主食用米と転換作物が作付されており、近年では、主食用米から飼料用米などの新規需要米や大豆への作付転換が増加。

(単位：ha)

	H29	H30	R元	R2	R3	R3-R2(増減率)
主食用米	47,000	48,800	48,300	48,200	46,200	▲2,000 (▲4%)
備蓄米	1,152	47	651	687	656	▲31 (▲5%)
加工用米	1,485	1,199	1,292	1,104	1,196	92 (+7%)
新規需要米	6,449	5,835	5,631	5,662	7,036	1,374 (+24%)
飼料用米	4,676	3,986	3,724	3,589	4,683	1,094 (+29%)
WCS用稲	1,645	1,620	1,673	1,758	1,939	181 (+11%)
米粉用米	15	58	57	71	71	0 (-)
新市場開拓用米	133	171	177	244	343	99 (+56%)
麦	3,613	3,379	3,347	3,348	3,310	▲38 (▲1%)
大豆	3,700	3,644	3,519	3,531	3,764	233 (+7%)
飼料作物	7,800	7,810	7,768	7,735	7,794	59 (+1%)
野菜	1,338	1,300	1,293	1,301	1,270	▲31 (▲2%)

- 需要に応じた主食用米の生産と、水田を最大限に活用しながら野菜など収益性・定着性の高い品目の作付拡大により、農業者の所得確保を図ることが必要。

【人と農地】

- 基幹的農業従事者数は10年間で33%減、平均年齢は2.3歳上昇。

	H22	H27	R2	R2-H22(増減率)
基幹的農業従事者	66,676人	59,162人	44,458人	▲22,218人(▲33%)
平均年齢	66.7歳	68.2歳	69.0歳	+2.3歳

- 農地集積率は農地中間管理事業の活用により、平成29年から8pt増加。

	H29	H30	R元	R2	R3
農地集積面積(①)	89,750ha	92,444ha	100,075ha	100,584ha	102,241ha
耕地面積(②)	150,500ha	150,100ha	149,800ha	149,500ha	149,300ha
農地集積率(①/②)	60%	62%	67%	67%	68%

- 水田農業を支える担い手の育成と、担い手への農地の集積・集約化による作業の効率化・低コスト生産等が必要。

+

【新たな国の動き】

- ✓ 水活の交付対象水田について、現行ルールを再徹底に加え、今後5年間に一度も水張りが行われない場合には交付対象としない方針を提示。
- ✓ 農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村は、将来の地域農業や農地利用の姿(目標地図)を盛り込んだ「地域計画」を策定(令和7年3月末までの予定)
- ✓ 「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学農薬や化学肥料の使用量低減等の目標を掲げ、持続可能な食料システム戦略の構築に向けた取組を推進。

推進方針(概要)

関係機関・団体が一体となって、水田を最大限に活用し、主食用米と転換作物の最適な組み合わせによる農業者の所得向上、担い手育成並びに高品質な農産物を安定的に生産・供給する産地づくりに向けた推進の考え方を定めるもの。

【基本的な推進の考え方】<新規>

- 需要に応じた主食用米の生産と併せ、気象や立地条件等、地域の実情を踏まえた転換作物の作付拡大の推進。各品目の生産においては、化学農薬や化学肥料の低減等を進め、持続的な農業生産を推進。
- 水田農業を支える担い手(認定農業者等、集落営農組織)の育成。
- 転換作物の生産においては、生産性向上に有効なブロックローテーションを基本とし、必要に応じて畑地化を推進。ブロックローテーションや畑地化の円滑な実施に向け、「地域計画」の策定と連動した取組を推進。

⇒「地域計画」を土台に、「需要に応じた作物生産(作物)」、「担い手育成(人)」、「農地集積・集約化(農地)」を一体的に推進。

1 品目別の推進方針(作物)

① 主食用米

- ・ 「消費者や実需者から持続的に高い評価と支持を得る米産地」をめざし、需要に応じた主食用米の生産を推進。併せて、品種の適正配置や施肥等の適正管理による品質・食味及び収量の向上を推進。
- ・ 作付前に販売数量の見通しを立てるとともに、価格変動幅を一定に収めることができるよう、事前契約の拡大を推進。

② 園芸作物

- ・ トマト・ピーマン等の果菜品目や加工・業務用野菜の導入、農地の団地化等により水田農業の高収益化を推進。
- ・ りんどうの盆彼岸需要期向け品種の作付拡大の推進及び労力軽減に繋がる技術導入等による規模拡大の推進。

③ 大豆

- ・ 排水対策、適期作業等の基本技術の励行により、収量・品質の高位安定生産を推進。
- ・ 生産拡大に応じて不足する乾燥調製施設について、既存施設の有効活用や整備等により生産拡大を後押し。

④ 小麦

- ・ 排水対策、適期作業等の基本技術の励行により、収量・品質の高位安定生産を推進。
- ・ 収量・栽培性に優れた新品種「ナンブキラリ」の普及。

⑤ 新市場開拓用米(輸出用米等)

- ・ 実需者ニーズに応じ、ロットの確保等を図るとともに、価格・品質等に対応するため低コスト生産等の取組を推進。

⑥ 飼料用米、WCS用稲：「つぶゆたか」、「たわわっこ」等の多収品種の導入と品種特性を活かした生産の推進。

⑦ 飼料作物：輸入飼料の代替となる「子実用とうもろこし」の生産を推進。

⑧ 加工用米：多様な需要に対して安定的に供給できる体制を整えつつ、複数年契約や低コスト生産の取組を推進。

⑨ 米粉用米：小麦代替のほか、ノングルテン米粉として一定の需要があるため、需要に応じた生産を推進。

2 担い手育成と農地集積・集約化の推進方針(人)・(農地)

① 認定農業者等

- ・ 認定農業者や認定新規就農者など地域の中心的な経営体に対し、経営改善の取組等を支援。
- ・ 農業経営改善計画等の着実な達成に向け、農地集積・集約化や機械・施設の整備や「いわてアグリフロンティアスクール」によるビジネススキルの習得、中小企業診断士等の専門家派遣による法人化支援。

② 集落営農

- ・ 法人化の意向がある組織向け：組織リーダーを育成するための講座等の開催や経営計画の作成等の指導など、経営の高度化を図る取組を促進。
- ・ 法人化した集落営農組織向け：普及センターの個別指導や農業経営・就農支援センターによる組織の課題解決に向けた専門家派遣など、きめ細かな支援を実施。

③ 農地集積・集約化

- ・ 農地中間管理事業による農地貸借や、基盤整備事業などにより担い手への農地集積・集約化を推進。
- ・ 「地域計画」の策定に当たっては、水田収益力強化ビジョンや土地改良事業計画など地域における他の計画と整合性を図るとともに、転換作物を作付けしている水田について、「水稲と転換作物とのブロックローテーションの実施」又は「畑地としての本作化」など、今後の水田利用や産地形成に関する観点からも地域での話し合いを促進。